

基本施策 2 『自然と共に生きる環境のまちづくり』

主要施策 1 道路の整備

主要事業 1-1 主要幹線道路整備事業

具体的方策	山陰道「東伯・中山道路」へのアクセス道路をはじめ、新庁舎、公共機関等主要施設をネットする幹線道路を整備し、地域の産業・観光・文化の振興を図ります。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
1-①	県道整備改良事業(平成24年度～28年度)
目的	国道、県道、町道に接続する道路網の整備を促進します。
概要	2路線のバイパス道路を整備することにより、交通を円滑に誘導し、交通事故や騒音などの問題を軽減します。また、急カーブで見通しの悪い区間を改良することにより、事故防止を図ります。
1-②	町道整備改良事業(平成24年度～28年度)
目的	国道、県道に通じる主要町道や生活道路の整備を行います。
概要	通勤、通学、買い物など日常生活に欠かせない生活道路の整備を行い、住民の暮らしを支えるとともに、活力あるまちづくりの基礎を築きます。
1-③	町道維持修繕事業(平成24年度～28年度)
目的	交通の安全、美しいまちづくりに取り組みます。
概要	通行車両、歩行者の安全を図るため、道路、橋梁の老朽化、破損状況の点検実施及び維持管理を行います。また、美しいまちづくりのため屋外広告物の適正化、維持管理に伴うボランティアの育成等に取り組みます。

主要施策 2 公共交通対策

主要事業 2-1 公共交通利用促進

具体的方策	地域の住民サービスの提供を図るため、JR及び路線バス、タクシー等公共交通の効率的な運行を促進します。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
1-①	公共交通利用促進事業(平成24年度～28年度)

目 的	JR及び路線バス、タクシー等の効率的運行を促進し、利用しやすい公共交通の充実に努めます。
概 要	倉吉圏域を結ぶ広域路線と町内路線の利用者の利便性の向上を図るとともに、環境保全意識の高揚を図るため自家用車の利用を控えるよう促し、公共交通の利用を促進します。平成23年度中に行われるバス待合所の設置・管理者の特定に伴い待合所の点検を行うとともに、特に交通弱者に対し、バス停の位置が適切な場所に設置されているかを確認します。琴浦町営バスの料金体制(特に朝、片道定期券の発行)について、適切であるかを検討します。 路線バスの見直しを行うとともに公共交通機関の重要な役割を担うタクシーはオンデマンドタクシー(※)制度の導入等を含めて調査・研究し、新たな位置づけを行います。 JR赤碓駅の利用促進についても町民号等によるPR活動を実施し、啓発していきます。

(※)オンデマンドタクシー 利用者が前もって、乗りたい場所や時間などを電話で予約し、予約した乗客同士が一緒にそれぞれの目的地まで行く、予約・乗合型のタクシー

主要施策 3 市街地(町並み)の整備

主要事業 3-1 美しい琴浦まちなみづくり事業

具体的方策	住民主体による公衆道路やパブリックゾーンの清掃や除草、個人住宅等の装飾などといったまちなみづくりに欠かせない要素の美化・保全活動を促進するため、「美しいまち琴浦」にふさわしい市街地まちなみを目指す方向について合意形成を図ります。
番 号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
1-①	美しい琴浦まちなみづくり普及事業(平成24年度～28年度)
目 的	美しい琴浦にふさわしいまちなみの景観をつくるための指針や理念等について合意形成を図ります。また、その過程において、まちなみ景観形成への取り組みに向けた機運の醸成を図ります。
概 要	美しい琴浦にふさわしいまちなみをつくるための指針や理念について話し合いを進めます。研修会やワークショップの開催や、広報紙など情報媒体を通じ広く住民に周知し、まちなみ景観形成の機運の醸成を図ります。
1-②	町道維持修繕事業(平成24年度～28年度) (再掲)
目 的	交通の安全、美しいまちづくりに取り組みます。
概 要	美しいまちづくりのため屋外広告物の適正化、維持管理に伴うボランティアの育成等に取り組みます。
1-③	社会教育の推進による地域づくり(平成24年度～28年度) (再掲)
目 的	地域に根付いた社会教育を通じて明るい家庭や住みよい地域づくりを推進します。
概 要	花づくり講座・コンクールを実施し、花いっぱいの魅力ある町づくりを推進します。

主要施策 4 地域情報化対策

主要事業 4-1 地域情報化対策事業

具体的方策	高度情報化時代に即した地域情報ネットワークシステムを整備し、産業振興や情報基盤に基づいた生活形成を行っていきます。ケーブルテレビを活用したデジタル放送受信設備の整備を進めます。 また、住民を対象にPC教室を開催します。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
1-①	農村多元情報連絡施設管理運営(平成24年度～28年度)
目的	農村多元情報連絡施設(CATV)の適切な管理運営を図ります。
概要	光ケーブルへの敷設替えの検討を含め、農村多元情報連絡施設(CATV)の適切な管理運営を行います。 また、運営主体への財産譲渡について検討します。
1-②	まなびタウンPC教室実施事業(平成24年度～28年度)(再掲)
目的	まなびタウンとうはくを会場にしたパソコン講習を開催し、情報化時代に対応した講習会及びまなびタウンの活用を図ります。
概要	パソコンの取扱いの熟練度に合わせた講座の開設を行います。

主要施策 5 住宅・住環境の整備

主要事業 5-1 住宅施設整備事業

具体的方策	町内への定住促進を図り、人がにぎわうまちづくりを進めるため、公営住宅の整備、宅地分譲事業を実施します。既存ストックの有効活用、高齢化社会への対応を踏まえた快適な住環境の構築を目指します。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
1-①	公営住宅環境整備事業(平成24年度～28年度)
目的	住民の住宅事業の緩和を図るため、老朽化住宅の建替えを行います。また、入居者の居住環境の向上、安定を図ります。
概要	核家族化への対応及び人口増加対策として老朽住宅の建て替えを行い、定住促進及び住環境の向上を図ります。既存住宅のバリアフリー(※)化を推進し、公共下水道の整備にあわせて水洗化等戸別改善を行い、住環境の向上を図ります。また、琴浦町社会資本総合整備計画(地域住宅計画Ⅱ期)を策定します。
1-②	公営住宅の維持管理(平成24年度～28年度)

目 的	年間を通じて町営、県営住宅の維持管理を行います。
概 要	公営住宅の健全な維持管理を行い、居住者の利便を図ります。住宅改修の機会をとらえて、払い下げについて検討します。
1-③	定住促進事業(平成24年度～28年度)
目 的	若者や定年を迎えたUターン者等の定住を促進し、町の活性化を図ります。
概 要	町内の大型分譲地である「きりりタウン赤碕」「槻下団地」の販売を促進するとともに、人口の増加を図るため若者の定住を促進し、住んで良かったと感じる町づくりを図ります。

(※)バリアフリー 障がいのある人や高齢者といった社会生活弱者が社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や精神的な障壁を取り除くための施策もしくは具体的に障害を取り除いた状態

主要事業 5-2 移住・定住対策(新規)

具体的方策	空き家の活用など県外からの転入者に対し、住宅支援を行っていきます。
番 号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
2-①	空き家活用調査事業(平成24年度～28年度)
目 的	町内の空き家に関する情報を収集、調査カルテを作成し、情報の提供を行います。
概 要	町外からの転入希望者に対して、町内の空き家情報等を公開し、転入者の要望にあった市街地・海岸部・平野部・山間部等、それぞれの住宅情報を提供していきます。
2-②	お試し住宅設置事業(平成24年度～28年度) (新規)
目 的	田舎暮らし移住希望者の定住促進を図ります。
概 要	古民家改修により一時滞在住宅を整備し、田舎暮らしの体験機会を設定することにより定住を促します。

主要施策 6 公園・緑地の整備

主要事業 6-1 市街地公園整備事業

具体的方策	市街地にある都市公園などの安全性と潤いのある緑地空間に配慮し、公園の維持管理を行います。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
1-①	都市公園の再整備・維持管理(平成24年度～28年度)
目的	利用者が快適で安全に公園を利用できるよう、維持管理を行います。
概要	地域住民の憩いの場として、かつ災害時の避難場所として利用できる公園として、施設の整備改修や遊具点検、維持管理を行います。

主要施策 7 上水道・下水道の整備

主要事業 7-1 上水道整備事業

具体的方策	安全で安心して飲める水の安定供給を図る水道施設整備、水源確保に取り組みます。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
1-①	上水道施設整備事業(平成24年度～28年度)
目的	水の安定供給を図るため水道施設の整備を行い、有収率の向上を図ります。
概要	前期計画の継続による配水管を整備します。また、老朽配水管を下水道事業と同時施工し、布設替えを行います

主要事業 7-2 下水道整備事業

具体的方策	美しい自然環境と快適な居住環境を確保するために、下水道施設整備を促進します。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
2-①	公共下水道事業(平成24年度～28年度)
目的	美しい自然環境と快適な居住環境を確保するため、下水道施設整備を促進します。

概要	東伯処理区(公共下水道) A=446h 計画人口7,700人 赤碓処理区(特定環境保全)A=298h 計画人口6,400人 下水道汚泥処理について、最適で経済的な処分方法の方向性を決定していきます。
2-②	合併処理浄化槽設置整備事業(平成24年度～28年度)
目的	下水道事業及び農業集落排水事業区域外の生活排水を処理し、水質改善を図ります。
概要	下水道事業及び農業集落排水事業区域外の小集落及び数戸で分散している地域について、各戸に浄化槽を設置します。 個人設置に対する補助から、町村設置型に移行し、整備促進を図ります。
2-③	農業集落排水施設の最適整備構想の策定(平成24年度～28年度)(新規)
目的	現存する農業集落排水施設の修繕と更新に要する経費削減を図ります。
概要	町内の農業集落排水施設8地区の現況診断及び把握を行い、今後生じてくると思われる経年劣化に伴う施設の修繕と更新に要する経費を平準化、及び複数処理区の統合、あるいは公共下水道への編入等、将来に向けての最適な整備構想を確立します。

主要施策 8 環境衛生とリサイクル対策の充実

主要事業 8-1 環境衛生促進事業

具体的方策	リサイクルや分別収集の促進によりごみの減量化を進めます。 快適な生活環境を維持していくために不法投棄の防止に取り組み、環境保全の啓発活動を展開します。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
1-①	不法投棄監視員制度(平成24年度～28年度)
目的	不法投棄の早期発見及び処理をすることにより環境保全を図ります。
概要	不法投棄監視員の巡回により、町内の不法投棄現場の発見及び処理を実施し、環境保全を図ります。
1-②	出前説明会の促進(平成24年度～28年度)
目的	ごみの分別を徹底することにより、ごみの減量化を図ります。
概要	ごみの分別、適正処理を推進するため、部落説明会を開催し、町民の「環境」への意識を高める活動を行います。ごみの減量化とリサイクル率の向上を図るため、資源ごみの分別や「4R運動(※)」、廃食油の活用やペットボトルキャップの回収等を行うほか、資源ごみ回収報奨金制度等の活用を努めます。

1-③	アダプトプログラム制度(公共施設里親制度)の推進(平成24年度～28年度)
目的	アダプトプログラム制度の啓発・推進を実施することにより、地域の環境保全を図ります。
概要	アダプトプログラム制度の啓発活動を行うとともに、制度の明確化により団体等が参加しやすくすることを目的に実施要領等を作成し、登録制度の拡充を推進します。「琴浦町環境基本条例」及び「琴浦町きれいな町づくり条例」に基づき、地域の環境美化の意識啓発を図ります。海岸地域においては、県の補助事業等を活用しつつ自治会等の団体に海岸清掃の委託等を依頼し、環境保全を図ります。
1-④	社会教育の推進による地域づくり(平成24年度～28年度)(再掲)
目的	地域に根付いた社会教育を通じて明るい家庭や住みよい地域づくりを推進します。
概要	花づくり講座・コンクールを実施し、花いっぱいの魅力ある町づくりを推進します。
1-⑤	ごみ減量・リサイクル促進事業(平成24年度～28年度)
目的	ごみの分別を徹底することにより、ごみの減量化を図ります。また、リサイクルを促進し、限りある資源の有効活用を行います。
概要	鳥取中部ふるさと広域連合にごみ処理を委託し、中部1市4町が協力してごみ減量化の促進を図ります。中部1市4町及び鳥取中部ふるさと広域連合で策定した一般廃棄物(ごみ)処理基本計画に基づき、正しいごみの分別の徹底及びリサイクルを促進することにより、ごみの減量化を図ります。

(※)4R運動 廃棄物を出さない持続可能な社会の実現を目指した取組み。具体的には、リフューズ(Refuse:発生抑制)、リデュース(Reduce:ごみを減らすこと)、リユース(Reuse:再使用)、リサイクル(Recycle:再資源化)をさす

主要施策 9 防災・消防・救急・国民保護体制の充実

主要事業 9-1 防災・消防・救急対策推進事業

具体的方策	消防施設・設備の整備を行い、消防及び救急体制の充実を図ります。防災拠点施設の建設と津波対策を拡充した地域防災計画の変更を行い、中部消防局と連携し女性消防団員の増員を図りながら琴浦町消防団の充実を図りながら防災機能の強化とともに、地域における防災意識の啓発を図ります。	
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)	担当課
1-①	防災拠点施設の建設(平成24年度～25年度)(新規)	
目的	防災情報情報機器等の情報化の一元化を図り、災害時の対応の充実を図ります。	

概要	役場新庁舎建設と併せて通信司令室・防災会議室を設置します。
1-②	女性消防団員の充実(平成24年度～28年度)
目的	女性消防団員の増員及び琴浦町消防団の拡充を図ります。
概要	現在6名の女性消防団員を増員します。
1-③	自主防災組織育成事業(平成24年度～28年度)
目的	各部落を単位とした自主防災組織の育成を図ります。
概要	講演や訓練、防災資機材整備費補助金の交付等により町民の自主防災意識の高揚、組織の構築を図ります。
1-④	中部消防局消防救急無線デジタル化事業(平成24年度～27年度) (新規)
目的	近年の災害(救急要請)は複雑多様化しており、より効果的、効率的な消防救急活動の実現のため、消防通信の高度化を図ります。
概要	中部消防局の消防救急無線を、現行のアナログ方式からデジタル方式に移行します。
1-⑤	災害時要援護者支援事業(平成24年度～28年度) (新規)
目的	障がいのある人、ひとり暮らしの高齢者などが、災害時における支援を地域で受けられるようにするための制度により、安全・安心に暮らすことができる地域づくりを推進します。
概要	災害時要援護者台帳システムを整備し、災害時における地域ごとの要援護者の抽出、要援護者に対する必要な支援が早期に実施できるようにします。
1-⑥	福祉のまちづくり推進事業(平成24年度～28年度) (再掲)
目的	福祉のまちづくりを進めるため、町内施設のバリアフリー化を推進します。
概要	町内の公共施設等のバリアフリー化について点検を行い、改善を促進します。

主要事業 9-2 除雪対策

具体的方策	積雪時の緊急車両の交通確保及び積雪被害の防止・軽減を図ります。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
2-①	除雪対策(平成24年度～28年度)
目的	積雪時の緊急車両の交通確保及び生活道路の交通確保を図ります。
概要	積雪時における消防車、救急車等の緊急車両の交通を確保し、住民の安心・安全な生活を守ります。
2-②	自走式除雪機整備事業(平成24年度～25年度)(新規)
目的	地域の防災力を強化するとともに、積雪による被害の防止または軽減を図ります。
概要	要望のある部落に自走式除雪機整備費補助金を交付することにより、積雪による被害防止または軽減を図ります。

主要施策 10 交通安全・防犯体制の充実

主要事業 10-1 交通安全施設の整備、交通安全の啓発

具体的方策	交通事故を防止するため、交通安全施設の整備と交通安全の啓発を行います。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
1-①	交通安全対策事業(平成24年度～28年度)
目的	交通安全対策の推進を図ります。
概要	安心安全な交通安全環境を実現するために、各種啓発活動、交通災害共済加入促進、施設整備、交通安全指導委員などの団体育成などを行います。

主要事業 10-2 防犯安全対策事業

具体的方策	地域ぐるみでの暴力追放運動や青少年の非行防止活動を促進します。防犯、安全対策のため、街路灯の設置・維持管理を行います。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
2-①	防犯・青少年育成事業(平成24年度～28年度)
目的	地域ぐるみでの暴力追放運動や青少年の非行防止活動を促進します。
概要	八橋警察署管内防犯協議会と連携し、防犯に関する広報活動、青少年育成活動を展開します。
2-②	社会教育の推進による地域づくり(平成24年度～28年度)
目的	地域に根付いた社会教育を通じて明るい家庭や住みよい地域づくり、青少年健全育成を推進します。
概要	少年育成委員会やスクールガードリーダー(※1)、地域安全パトロール隊による子どもの見守り活動を実施します。また、10秒の愛キャンペーン(※2)推進による地域ぐるみでの家庭教育の充実を図ります。
2-③	街路灯設置及び管理事業(平成24年度～28年度)
目的	町内防犯、交通安全を図ります。
概要	町が管理している街路灯及び部落で管理している街路灯の位置、箇所数等の精査を行い、町が管理すべきものと部落が管理するものの管理区分の見直しを行い、実施します。

(※1)スクールガードリーダー 学校や通学路等を巡回し、学校や児童、PTAや地域の学校安全ボランティアへの指導、安全に関する学校の取組への助言などを行う人

(※2)10秒の愛キャンペーン 「忙しい中、10秒だけでも子どもと真剣に向き合おう」という子育ての取組み

主要施策 11 自然・歴史的環境の保全

主要事業 11-1 自然景観保全事業

具体的方策	恵まれた自然環境を保全するため、自然景観や歴史的史跡と共生できる地域環境を創出します。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
1-①	国立公園管理運営(平成24年度～28年度)
目的	国立公園内の管理運営を行い観光客の増加を図ります。

概要	一向平、大山滝及び船上山周辺の国立公園の関係施設や登山道の管理を行い、自然景観の保持に努め、利用しやすい公園として観光客の増加を図ります。 特に、平成24年度中に船上山山頂休憩舎の完成に伴い、当該施設の適正な維持管理を実施するとともに、山頂周辺の景観を望めるよう関係機関に働きかけ誘客を促します。
----	---

主要施策 12 治山・治水・海岸保全と港湾・海岸整備

主要事業 12-1 山林等荒廃防止対策事業

具体的方策	山林の植生対策により水源涵養機能を充実し、荒廃防止を図ります。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
1-①	森林整備促進事業(平成24年度～28年度)
目的	森林の持つ公益的機能を保全するための整備を促進します。
概要	森林整備事業、森林への各種施業及び作業道開設などを支援し、山林の保全を図ります。
1-②	「とっとり共生の森」森林整備事業(平成24年度～28年度)(新規)
目的	県・市町村が連携して森林所有者と企業等との架け橋になり、地元との調整や企業等が実施する森林保全活動を支援し、森林環境保全のため植林及び育林活動を協働で実施します。
概要	船上山ダムの残土処理地となっていた以西財産区・安田財産区・大熊部落の保有する41.6haの森林に、損保ジャパン(株)が平成20年度から24年度までの5年間、ヤマザクラ・コナラ・シバグリ等の植栽及び補植を実施します。平成24年度で協定は終了するものの、継続して下刈・補植を行っていきます。

主要事業 12-2 水害・土砂災害防止対策事業

具体的方策	2級河川、準用河川の護岸等改修整備を行い、水害防止を図ります。予防治山、砂防整備事業に取り組み、土砂災害の防止を図ります。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
2-①	河川整備事業(平成24年度～28年度)
目的	河川改修、環境整備を推進します。
概要	自然の生態系を保全、再生しつつ水辺に親しめる場を整備し、河川の洪水調整能力を高めるため、河川改修等を含めた複合的な河川環境整備を実施し、住民生活の安全と災害防止に努めます。

2-②	砂防整備事業(平成24年度～28年度)
目的	山林等の荒廃による自然形態の変化による風水害の防止を図ります。
概要	災害危険区域、土砂危険溪流、地すべり危険箇所等のパトロールや点検を行い、人命・財産の保全を図り、安全な生活環境の整備を進めます。
2-③	治山事業(平成24年度～28年度)
目的	山腹崩壊危険地や浸食などにより、荒廃の兆しのある溪流などの荒廃危険山地の崩壊を未然に防止します。
概要	水源かん養保安林に指定された森林が荒廃傾向にあるため、水源地域整備事業を計画し、保安林の機能強化を推進します。調査対象地域 大父地区(大父木地、大父、平田ヶ平) 災害復旧治山についてはすみやかに対応します。

主要事業 12-3 急傾斜地崩壊対策事業

具体的方策	急傾斜地崩壊防止区域の整備を行い、安全な生活環境を創出します。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
3-①	急傾斜地崩壊対策事業(平成24～28年度)
目的	快適で安全な生活環境を整備します。
概要	急傾斜地崩壊危険区域の人命・財産を保全し、安全な生活環境の整備を図ります。

主要事業 12-4 港湾・海岸整備事業

具体的方策	水産物等の物流拠点として、港湾機能の充実及び町民の生命、財産を守るため、海岸侵食と高波による浸水防止対策を行い、海岸の保全に努めます。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
4-①	港湾改修事業(平成24年度～平成28年度)
目的	港湾内の狭隘化解消や物流円滑化のためネットワーク及び県中部港湾としての機能を強化します。
概要	地域再生計画に基づき防波堤、泊地、浚渫(しゅんせつ)、臨港道路等改修整備を進めます。また、赤碓新港の今後の活用策について検討します。

4-②	海岸浸食対策事業(平成24年度～平成28年度)
目的	高潮による民家被害及び海岸浸食による土地消失を防止します。
概要	護岸等の海岸浸食防止事業の継続により、海岸保全整備を行います。

主要施策 13 地球温暖化対策の推進

主要事業 13-1 自然との共生事業

具体的方策	地球温暖化の原因とされる二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を抑制するため、再生可能な自然エネルギーの実用化に向けた取組みを進めるとともに、資源循環型社会の形成を図り、人と自然が共生できる良好な環境の創出を推進します。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
1-①	住宅用太陽光発電システム設置費補助事業(平成24年度～28年度)
目的	地球温暖化防止対策の一環として、二酸化炭素の排出を削減するための住宅用太陽光発電システムの活用を推進します。
概要	住宅用太陽光発電システム設置者に対して設置費用の一部を補助することにより、家庭から地球温暖化防止などの地球環境保全意識の高揚を図るとともに、環境に優しいまちづくりを推進し、自然エネルギーの活用を積極的に支援します。
1-②	自然エネルギー導入推進事業(平成24年度～28年度)
目的	地球温暖化の原因とされる二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を抑制するため、また、原子力発電に依存する電力構造の見直しを図られる中であって、これまで以上に再生可能な自然エネルギーの実用化に向けた取組みを進めるとともに、資源循環型社会の形成を図り、人と自然が共生できる良好な環境の創出を推進します。
概要	地球温暖化防止など、地球環境保全意識の高揚を図るとともに、環境に優しいまちづくりを推進します。また、船上山ダムを利用した小水力発電施設の整備に取り組みます。バイオマス(※1)をはじめ、多様な自然エネルギーの活用について検証を進めるとともに、実現可能な自然エネルギーの整備・支援に努めます。
1-③	資源循環型社会形成推進事業(平成24年度～28年度)
目的	天然資源の過剰使用と廃棄物の発生を抑制し、環境への負荷が低減される社会を目指します。

概 要	<p>人と自然が共生できる良好な環境の創出を推進するため、環境基本条例に則り、環境施策を実施します。環境活動の先進的事例を紹介したフォーラムの開催、身近な生活の中でできる実践活動を行います。</p> <p>道の駅ポート赤碕に設置した「ことうらEVステーション」(電気自動車急速充電器)を活用して電気自動車の普及促進を図ります。</p> <p>廃食用油活用事業により家庭から使用済みの天ぷら油を回収し、バイオディーゼル燃料(※2)として公用車に利用し、CO2の排出削減を行い環境への負荷の低減を図ります。</p>
-----	---

(※1) バイオマス 木材、海草、生ゴミ、紙、動物の死骸・糞尿、プランクトンなど、化石燃料を除いた再生可能な生物由来の有機エネルギーや資源のこと。燃焼時に二酸化炭素の発生が少ない自然エネルギーとして注目されている

(※2) バイオディーゼル燃料 菜種油・ひまわり油・大豆油などの生物由来の油や、廃食用油(天ぷら油など)から作られる軽油代替燃料(ディーゼルエンジン用燃料)の総称。燃焼によってCO2を排出しても、大気中のCO2総量が増えない性質を持っている。

主要施策 14 国土調査事業の推進

主要事業 14-1 地籍調査事業

具体的方策	一筆ごとの土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成する事業を推進します。
番 号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
1-①	国土地籍調査事業(平成24年度～28年度)
目 的	土地のあらゆる施策のため、公平公正な基礎資料を作成します。
概 要	調査面積 町全体面積 139.90 km ² 調査除外面積 39.89 km ² (国有林、水面、湖沼、土地改良等) 調査全体面積 100.01 km ²